指定介護予防訪問介護事業者 様 指定介護予防通所介護事業所 様 居宅介護支援事業者 様

新宮市長 田岡 実千年 (公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う定款等変更について(通知)

日頃より本市の介護保険行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業という。)を開始します。 これに伴い、各事業者の定款等の変更が必要となりますので、以下のとおり通知いたします。

記

- 1. 介護保険法改正によるサービス名称の変更
 - ・介護予防訪問介護 ⇒ 第1号訪問事業
 - ·介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所事業
 - ※第1号訪問事業または第1号通所事業には、現行相当サービス及び緩和した基準によるサービス(訪問型サービスAまたは通所型サービスA)の実施の場合も含まれる。
- 2. 介護予防訪問・通所介護と総合事業の両方を定款等に記載する場合の記載例

介護予防訪問介護または介護予防通所介護と総合事業(第1号訪問事業または第1号通所事業)を併せて 実施する場合、双方のサービスの新規指定を受けるためには、定款に2種類の記載が必要となります。

- ・「介護保険法に基づく介護予防訪問介護及び第1号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業」
 - ※居宅介護支援事業所等が市町村から委託を受けて当該事業を行う場合には、定款に下記のような記載が必要となります。
- ・「介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業」

3. 留意事項

- (1)総合事業移行年度である平成29年度は、介護予防訪問・通所介護と新総合事業が併存するため、平成30年3月31日までは「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の定款等の記載を削除しないようご留意願います。
- (2) 平成27年3月31日までに指定を受けた介護予防訪問介護または介護予防通所介護事業者は、そのまま総合事業のみなし指定となるため、あらためて総合事業の指定申請書類として定款等を求めることはありません。ただし、みなし指定の有効期間(平成30年3月31日まで)以降は、指定の更新を受けなければならず、それまでに定款等への上記の記載をしておく必要があります。
- (3) 医療法人、社会福祉法人等はそれぞれを所管する部署へ確認が必要です。

【問い合わせ先】 新宮市役所 健康長寿課 電話23-3333